

●地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

内 容 在宅生活をしている認知症等のある高齢者、知的障がい・精神障がいのある方に対して、「福祉サービスの利用援助」を基本に、ご希望やご本人の状況などに応じて「日常的な金銭管理サービス」「書類などの預かりサービス」を行います。

利用手続

- (1) 社会福祉協議会権利擁護センターこだいらにご相談ください。
- (2) 専門員が、ご本人の状況をお伺いしながら、その方のご希望と状況に応じた支援計画を作成します。
- (3) 計画や契約内容に合意したら、ご本人と社会福祉協議会で利用契約を結びます。契約にあたっては、ご本人の契約内容の理解などについて確認し、利用者ご本人の契約能力が難しい場合等において、「東京都社会福祉協議会」に設置されている「契約締結審査会」で審査することもあります。
- (4) 利用契約が成立すると「生活支援員」がご自宅などを訪問して支援を始めます。

利 用 料 相談や、支援計画の作成などは無料です。利用契約締結後の生活支援員による援助については、有料になります。下記の①および②の料金については、生活支援員が利用者ご本人のお宅に到着してから援助終了後ご本人のお宅を出るまでの時間となります（ご本人宅から金融機関などへの往復の時間も含まれます）。

援 助 内 容		料 金
① 福祉サービスの利用援助		1回1時間まで 1,500円 (1時間を超えた場合は、30分までごとに600円を加算します。)
② 日常的な金銭管理サービス	通帳をご本人が保管する場合	1回1時間まで 2,800円 (1時間を超えた場合は、30分までごとに600円を加算します。)
	通帳をお預かりする場合	1回1時間まで 2,800円 (1時間を超えた場合は、30分までごとに600円を加算します。)
③ 書類などの預かりサービス		1か月 1,000円

※③書類などの預かりサービスのみの利用はできません。

問 合 せ 小平市社会福祉協議会 権利擁護センターこだいら
☎042(342)8780

●成年後見制度

内 容 成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない方が、自分らしく安心して暮らせるようにその権利を守り法律的に支援する制度です。成年後見制度には次の2種類があります。

法定後見制度・・・すでに判断能力が不十分な方に

本人の判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3類型に分かれ、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人・保佐人・補助人が、本人の意思を尊重し、財産管理や身上保護を行うことで、法律面や生活面で保護・支援する制度です。

【手続き】

本人、4親等以内の親族等が家庭裁判所に申立てを行ないます。

【費用】

申立時に登記手数料や印紙代、戸籍抄本や診断書にかかる費用、鑑定が必要な場合は鑑定料、選任後は成年後見人等、監督人に対する報酬費用がかかります。

任意後見制度・・・将来の不安に備えたい方に

十分な判断能力がある方が、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）と財産管理や身上保護等について将来お願いする内容を決め、公正証書で契約します。

【手続き】

公証役場にて本人と任意後見受任者が任意後見契約を締結します。本人の判断能力が低下した際に、本人・4親等以内の親族等が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行なうことにより、後見業務開始となります。

【費用】

手数料、印紙代等の公正証書作成費用と、後見業務開始後は任意後見人等への報酬（契約で定めた金額）がかかります。

問 合 せ 小平市社会福祉協議会 権利擁護センターこだいら

☎042（342）8780




●交通災害共済（ちょこっと共済）

会員が万一交通事故にあい、医師等の治療を受けた場合に、加入者の会費から見舞金が受けられます。事故の相手方の損害を補償するものではありません。

★交通事故にあったら…

どんな小さな事故（自転車等の単独事故）でもすぐに警察に届け出て、交通事故証明書の交付を受けてください。

- 加入資格** 共済期間の開始日に、市民であること
- 内 容**
- 年会費 Aコース＝1,000円 Bコース＝500円
※一人一口まで
BコースからAコースへのコース変更もできます。
 - 共済期間 4月1日～翌年3月31日まで
4月1日以降の加入は、加入申込日の翌日から適用。
 - 見舞金 交通事故にあった日から1年以内に通院および入院した日数の合計などにより算定します。
加入しているコースによって見舞金額が異なります。
- 申 込 み** 市内金融機関（ゆうちょ銀行（郵便局）を除く）、東部・西部出張所、動く市役所、市役所会計課出納窓口（申込書は市役所1階の市民課市民相談担当）
- ※ホームページからお申し込みいただけます。
ちょこっと共済ホームページ
- <http://www.ctv-tokyo.or.jp/>
- 
- 問 合 せ** 市民課市民相談担当 ☎042（346）9607

●生活保護制度

病気や事故などで、生活費や医療費などに困り、ほかの援助が受けられない場合に、基準に基づく必要な生活費を支給する生活保護の制度があります。

詳しくは、生活支援課に電話相談のうえ、来所してください。

問 合 せ 生活支援課面接担当 ☎042（346）9596

●生活・仕事・家計の相談

失業や借金など、経済的なお困りごとのほか、頼る人がなく孤立しているなど、専門の相談員が個別の状況に応じた支援を行います。

問 合 せ こだいら生活相談支援センター ☎042（349）0151

●民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員（定数137名）が、それぞれ担当地区を受け持ち、地域福祉の向上のために活動しています。

【民生委員・児童委員の役割と活動】

- 支援が必要な方々の悩みや要望を把握します。
 - 皆様からの身近な相談に応じ、適切な助言や支援を行います。
 - 福祉サービスの情報提供を行います。
- ※民生委員・児童委員は、職務上知り得た秘密を守ることが法律で義務付けられていますので、安心してご相談ください。

問 合 せ 生活支援課地域福祉担当 ☎042（346）9537

●図書館資料の貸出

- 内 容
- 視聴覚資料
視聴覚資料（CD・朗読CD・カセットテープ）3点、60歳以上または身体障害者手帳の交付を受けている方はさらに、カセットテープを5点の合計8点まで借りることができます。
 - 大活字本
大きめの活字で書かれた本で、小説を中心に約6,700冊所蔵しています。
 - 録音図書（カセットテープ・デージー図書）
録音図書は、活字で書かれた資料を音訳したもので、カセットテープ版とデジタル録音したデージー図書を所蔵しています。
※利用する方は図書館のハンディキャップサービスの利用者登録が必要になります。



所 蔵 CD、カセットテープ、大活字本は全館（分室を除く）で、録音図書は中央図書館で所蔵しています。

宅配貸出サービス 要介護1以上で図書館へ来館するのが著しく困難な方に、図書館の本等をご自宅に宅配・回収するサービスを行っています。

問 合 せ 中央図書館 ☎042（345）1246

●東京都シルバーパスの発行（市役所では発行できません。）

内 容 発行窓口で申込みことで、都内民営バス、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー、都電が利用できる定期乗車券を購入できます。

対 象 70歳以上の都民（寝たきりの方を除く）
 ※申込みは、満70歳になる月の初日からできます。

有効期間 10月1日から翌年9月30日まで
 （期間中に購入した場合は、その日から9月30日まで）

問 合 せ 東京バス協会・シルバーパス専用電話 ☎03(5308)6950

対 象 者	費 用	必 要 書 類
(1) 令和3年度の 住民税が「 <u>非課税</u> 」の方	1,000円	① 健康保険被保険者証などの本人確認書類 ② ア～ウのうち <u>いずれか1つ</u> ア <u>令和3年度介護保険料額決定通知書</u> の 所得段階区分欄に、「1～7」の段階が記 載されたもの ※「7」の段階が記載されている方は、 通知書内「合計所得金額が135万 円以下の金額」が記載されたもの イ 住民税(非)課税証明書 ウ 生活保護受給証明書※生活扶助の記載
(2) 令和3年度の 住民税が「 <u>課税</u> 」 かつ 令和2年(1月から12月) の合計所得金額が <u>135万 円以下の方</u>		
(3) 令和3年度の 住民税が「 <u>課税</u> 」で、 (2)以外の方	20,510円 ※4～9月 発行分は 10,255円	健康保険被保険者証などの 本人確認書類

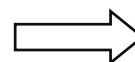
住民税課税(非課税)証明書を申請するには…

- ①本人確認書類（顔写真の有るものは1点、無いものは2点） ②手数料250円
- ③住民票上別世帯の方が代理で申請する時は委任状が必要です。

課税証明書の発行窓口は市民課(市役所1階)、税務課(市役所2階)、東部・西部出張所、動く市役所です。

「介護保険料額決定通知書」は、小平市は毎年7月頃発送しております。
更新の際にも必要です。

シルバーパスの発行窓口は、次ページをご覧ください。



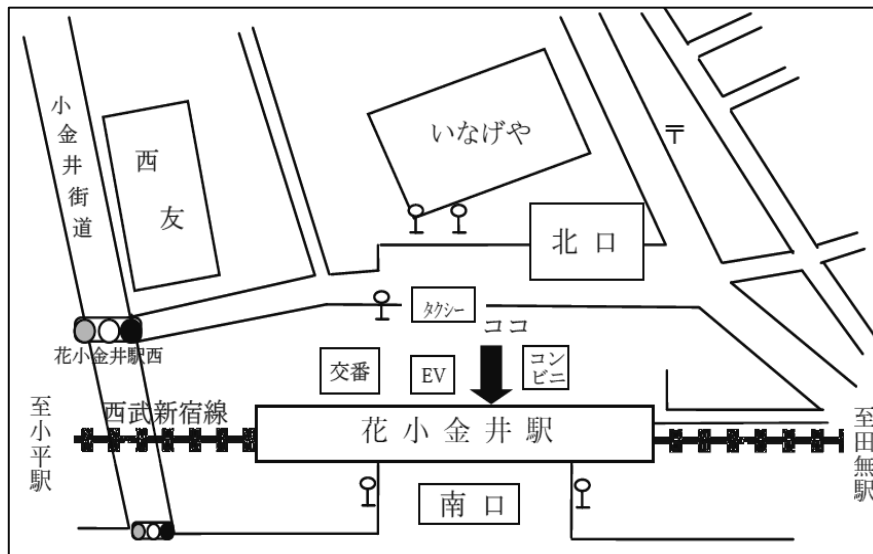
更 新

毎年9月に一斉更新します。更新手続きの書類は、8月下旬に東京バス協会から直接対象者宛に送付されます。

【前ページより】

発行窓口

① 西武バス花小金井駅案内所（花小金井一丁目10番5号）



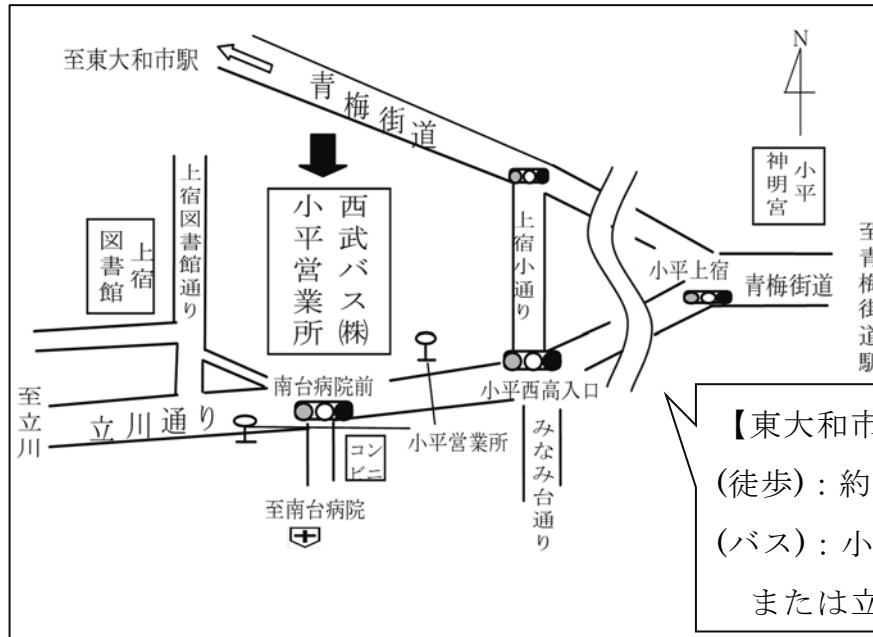
☎042(465)4847

受付時間

平日…午前11時から
午後8時
土日祝日…午前10時から
午後6時

※受付時間は、変更になることがあります。
(年末年始等)

② 西武バス小平営業所（小川町一丁目336番地の2）



☎042(342)2411

受付時間

午前9時から午後6時
(土日祝日も同じ)

【東大和市駅から】

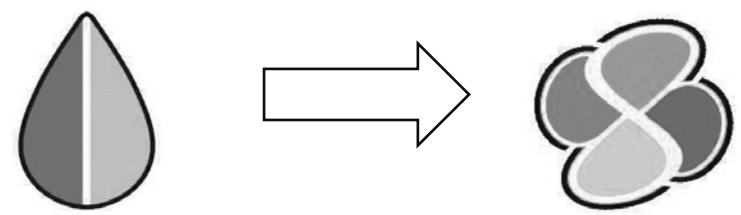
(徒歩) : 約10分

(バス) : 小平営業所行「小平営業所」下車
または立川駅北口行「小平営業所」下車

●高齢運転者標識

70歳以上の運転者が運転する普通自動車に表示される「高齢運転者標識」のデザインが平成23年2月1日から変更されました。

これまでのデザインの標識も、当分の間、使用することができます。



問合せ 小平警察署交通課交通総務係 ☎042(343)0110 (代表)

●運転免許証更新

安全運転を継続していただくために、免許証の更新を希望する方で、免許証の更新期間満了日（誕生日の1か月後の日）の年齢が70歳から74歳までの方は、更新手続前に高齢者講習等を、75歳以上の方は、更新手続前に認知機能検査の受検と高齢者講習等を受講する必要があります。

【認知機能検査・高齢者講習等について】

○認知機能検査

ご自分の判断力、記憶力の状態を知っていただくための簡易な検査で、所要時間は30分程度となります。（検査結果により、認知症のおそれのある方は、臨時適性検査の受検又は認知症に関して専門的な知識を有する医師若しくは認知症に係る主治医の診断書の提出が義務付けられます。認知機能検査については、公安委員会から書面の案内が送付され、受講日時・場所の案内があります。）

○高齢者講習等

この講習は、運転に必要な身体的機能の検査等を行い、結果を自覚してもらうとともに講習や実車による運転指導を行うもので、高齢者講習、シニア運転者講習、チャレンジ講習等があります。（公安委員会から委託されている教習所で受講できますが、予約制となっていますので、詳しくは下記問合せ先におたずねください。）

問 合 せ 警視庁運転免許本部 運転者教育課 高齢者対策係

☎03（6717）3137（代表）

警視庁ホームページ <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>

●自転車の交通ルール

市内の交通事故の約4割は自転車に関係しており、高齢者の交通事故死傷者の約5割は自転車利用者です。自転車も交通ルールを守って利用しましょう。

○自転車は、車道の左側通行が原則です。

歩道に「自転車通行可」の標識があるとき、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転するとき、道路工事等で車道の左側部分の通行が困難な場合や自動車などとの接触事故の危険がある場合など、やむを得ないときは例外として歩道を通行することができます。

○自転車利用者は、都の条例により、自転車損害賠償保険等（自転車利用中の交通事故により他人にけがをさせた場合などの損害を賠償できる保険や共済）への加入が義務となっています。忘れずに加入しましょう。

問 合 せ 交通対策課交通安全担当 ☎042（346）9827

●運転免許証の自主返納制度

加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により、運転に不安を感じている高齢運転者や家族から交通事故の心配をされたことなどから、自主的に運転免許の取消しを申請する制度です。

○運転経歴証明書

運転免許証を自主返納した方で、希望する方は運転経歴証明書の申請をすることもできます。運転経歴証明書は、運転免許証と同様に身分証明書として用いることができます。

問 合 せ 警視庁運転免許本部 免許管理第一係

☎ 0 3 (6 7 1 7) 3 1 3 7 (代表)

○高齢者の運転免許自主返納サポート

運転経歴証明書を提示することにより、高齢者運転免許自主返納サポート協議会の加盟店や東京都の文化施設、美術館などで、様々な特典を受けることができます。

問 合 せ 警視庁交通総務課 交通安全対策第一係 (高齢者担当)

☎ 0 3 (3 5 8 1) 4 3 2 1 (代表)

●障害者控除対象者認定

内 容 高齢によるねたきりや重度の認知症などで介護を要し、日常生活に支障のある6.5歳以上の方は「障害者手帳等の交付を受けた方」に準ずるものとして市の認定が受けられます。納税者本人、または被扶養者が認定を受けると、所得税・住民税の控除を受けることができます。

※認定対象者本人または認定対象者を扶養している方で、所得税および住民税が非課税の方は、申請する必要はありません。

対 象 (1) 認定対象者本人が申請時に6.5歳以上で、小平市に住民登録がある方
(2) 常時複雑な介護を要し、日常生活に支障がある方で、障害者控除の認定基準に該当するもの

問 合 せ 高齢者支援課認定担当 ☎ 0 4 2 (3 4 6) 9 7 5 9

◎にじバス、ぶるべー号のご案内

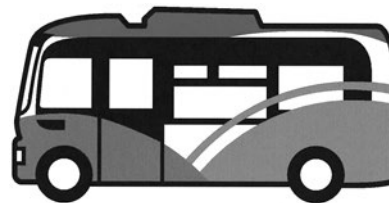
●コミュニティバス「にじバス」

「にじバス」は、小平駅南口～一橋学園駅～小平市役所周辺（中央公民館・中央図書館・福社会館・健康福祉事務センター）～津田公民館・図書館を循環するコミュニティバスです。

運 行 午前7時から午後7時20分まで
20分間隔で運行

運 行 日 年中無休

問 合 せ 西武バス株式会社小平営業所 ☎042(342)2411



●コミュニティタクシー「ぶるべー号」

「ぶるべー号」は、バスより小さいワンボックスカーで身近な地域内に停留所を設け、時刻表により循環するコミュニティタクシーです。

- 大沼ルート 小平駅北口～公立昭和病院循環
- 栄町ルート 小川駅西口～栄町地域循環
- 鈴木町ルート 花小金井駅南口～鈴木町地域循環



運 行 午前8時30分または午前9時から午後6時まで
30分間隔で運行

運 行 日 月曜日から金曜日まで
(土曜日、日曜日、休日、12月29日～1月3日は運休)

問 合 せ 大沼ルート、鈴木町ルート
トーショー交通株式会社 ☎042(471)3406
栄町ルート
小平交通有限会社 ☎042(341)3030

●運賃等（共通）

大人150円、子ども（小学生）80円

回数乗車券 1, 500円（11枚綴り、車内で発売）

一日乗車券 大人400円、子ども200円（車内で発売）

※「シルバーパス」は利用できません。

詳しい運行ルート、時刻表等はお問合わせください。

問 合 せ 公共交通課 ☎042(346)9814